

寝屋川市みんなのまち基本条例 検 証 結 果 提 言 書

(案)

令和 8 年●月

寝屋川市みんなのまち基本条例
検 証 委 員 会

目 次

1	はじめに.....	1
2	検証の考え方.....	2
3	条例の検証.....	3
(1)	前文.....	4
第1章 総 則		7
(2)	第1条（目的）.....	7
(3)	第2条（定義）.....	8
(4)	第3条（基本理念）.....	10
第2章 協 働		11
(5)	第4条（市民相互の協働）.....	11
(6)	第5条（市民と行政の協働）.....	13
(7)	第6条（安全・安心の向上）.....	14
(8)	第7条（透明性の確保等）.....	14
(9)	第8条（情報公開）.....	15
(10)	第9条（個人情報保護）.....	16
(11)	第10条（市民活動の尊重等）.....	17
(12)	第11条（市民参画の推進）.....	17
第3章 市 民		18
(13)	第12条（市民の役割及び責務）.....	18
第4章 議 会		19
(14)	第13条（議会の役割）.....	19
(15)	第14条（議会の責務）.....	20
(16)	第15条（市議会議員の役割及び責務）.....	21

第5章 行 政	22
(17) 第16条（市長の役割及び責務）	22
(18) 第17条（行政の役割及び責務）	23
(19) 第18条（職員の役割及び責務）	24
(20) 第19条（市政運営）	25
(21) 第20条（財政運営）	26
(22) 第21条（行政評価）	27
(23) 第22条（行政手続）	27
(24) 第23条（法令遵守）	28
(25) 第24条（国、他の自治体等との連携）	28
第6章 条例の実効性の確保等	29
(26) 第25条（この条例の位置付け）	29
(27) 第26条（住民投票制度）	30
(28) 第27条（条例の検証）	31
4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況	33
5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿	34
6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則	35

1 はじめに

寝屋川市の自治の基本理念を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）が平成 20 年 4 月に施行され、市では『みんなが誇れる住みよいまち』の実現に向けた取組が進められてきました。

条例の施行から概ね 18 年が経過し、この間、人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域コミュニティの担い手不足や、災害の激甚化・頻発化など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。更に近年では、生成 AI 技術の急速な進展に代表されるデジタル技術の発達により、社会の仕組みや人々の暮らし、価値観など、社会全体のあり様が大きく変化しつつあります。

こうした時代の変化等に適切に対応し、条例をより良いものにしていくため、第 27 条に「条例の検証」の項目を設けており、5 年を超えない期間ごとに、条例の趣旨にのっとって検証を行うことを定めています。令和 8 年度は、前回の検証から 4 年目を迎えたところですが、条例では第 19 条において総合計画について規定をしており、現計画については、令和 9 年度に計画期間の終了を控えています。そのため、次期総合計画の策定を円滑に行っていくことを目的として、総合計画の策定に指針を与える条例の検証を 1 年前倒しで行い、検証委員会において全 5 回の会議を開催し、その結果を本提言書として取りまとめました。

検証委員会での議論を含め本提言書の内容が、「みんなが誇れる住みよいまち」の実現に役立てられることを期待するとともに、市民・議会・行政の協働によるまちづくりをより一層推進され、寝屋川市の更なる発展につながることを願います。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会

2 検証の考え方

みんなのまち基本条例の検証に当たっては、条例制定時の想いや過去の検証内容等を踏まえる中で、主に以下の4つの視点を基本として、各条文の内容や取組状況の確認など幅広く検証を行いました。

(1) 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、地震や豪雨災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるか、といった視点で検証

(2) 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われ、時代の変化とともに中身のない形だけのものになっていないか、といった視点で検証

(3) 本市にふさわしいものであり続けているか

本市が過去から積み上げ、受け継いできた文化や歴史、地域同士のつながり、条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるか、といった視点で検証

(4) 基本条例としてふさわしい規定となっているか

本条例の原案は、条例制定時に公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることを十分に踏まえ、制定当時の想いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいものであるか、といった視点で検証

3 条例の検証

検証委員会では、条例の前文及び各条文の内容や現状について確認し、条例の見直しに関する検証や逐条解説※の充実等の必要性などについての意見交換を行いました。

以下、各委員からの主な意見を「見直した方が良い」「現行のとおりで良い」「その他」に大別して整理するとともに、最終的な検証委員会としての意見をまとめました。

※逐条解説とは、法律や条例などの条文を一条ずつ順番に取り上げ、その意味・趣旨・背景・適用範囲を説明する解説方法であり、本市においては「みんなのまち基本条例の解説」を本条例の逐条解説として策定しています。

(1) 前文

現行条文

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

◆ 文章のつながりについて

見直した方がよい

- 現条文の第3段落は「地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。」とあるが、国の動きである「地方分権」から、急に「地域」に文章が飛んでおりつながりに違和感がある。修正案として「地方分権の流れの中で、本市のまちづくりの基本となる地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。」としてはどうか。

現行のとおりでよい

- 前文における「地域」は特定の地域ではなく、市域全域を指しており、一部の地域コミュニティにとどまるものではなく、市全体として寝屋川市が協働してまちづくりを行っていくという意味合いがあり、その観点からは当該文言を追加することは慎重に検討すべきではないか。
- この文言を追加した場合、地域コミュニティ活性化推進条例を始め、他の条例にどのような影響を及ぼすかを考慮する必要があるのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

前文における「地域」は特定の地域ではなく、市域全域を指しており、一部の地域コミュニティにとどまるものではなく、市全体として寝屋川市が協働してまちづくりを行っていくという意味合いがあることを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

◆ その他の意見

- D Xと協働について、D Xは協働を進める手段でしかないのか、あるいはもっと大きな役割を担い得るのか、新しい協働の概念とD Xはリンクするか、するとしたら、どういう関係として落とし込めるか。
- D Xは、それ自体は目的ではないが、それが進展することにより取り残されている人がいるのではないか。
- 市民だけではなく事業者も含めてデジタルデバイド（情報格差）が拡大していると感じる。
- 技術継承の分野では暗黙知をいかに残していくかが課題であり、A Iが得意な分野もあるが、人間でないと出来ない仕事も大切である。
- D Xで問題解決ができれば良いがそうではないことも多く、特に高齢者が取り残されており生活に不自由を感じている方も一定数おられるのではないか。
- 過去の検証委員会において、前文に「子育て」や「福祉」を入れるという議論はなかったのか。
- 個別具体的に「子育て」や「福祉」を入れるという議論ではなく、普遍的な内容としてまとめられてきたものである。

第 1 章 総 則

(2) 第 1 条（目的）

現行条文

（目的）

第 1 条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

◆ 第 1 条（目的）について

現行のとおりで良い

- 制定当時からの経緯を踏まえて本条文は普遍的な内容であると考ええる。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

(3) 第2条（定義）

現行条文

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

◆ 第2号：議会について

見直した方がよい

- 「議事機関」とすることで議会の権能を幅広く定義することができる
と考える。

<検証委員会としての意見>

令和5年の地方自治法の一部改正により、第89条第1項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、以下のとおり条文を見直すことが望ましいと考える。

【変更案】（第2条第2号）

<変更前>

（定義）

第2条 （略）

- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。

（略）



<変更後>

（定義）

第2条 （略）

- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議事機関をいう。

（略）

(4) 第3条（基本理念）

現行条文

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

第2章 協働

(5) 第4条（市民相互の協働）

現行条文

（市民相互の協働）

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

◆ 第1項：「交流の場等」について

見直した方が良い

- 「交流の場等を持ち」の前に「情報交換や地域課題について調整を行う」と追記してはどうか。
- 「交流の場等」がどのような場であるか、逐条解説を読まないと不明のため「交流の場等」を「交流の機会等」と幅広くするのが良いのではないか。
- 「交流の場」は参加のハードルが高く感じる、「交流の場等を持ち」を「対話を大切にし」と変更してはどうか。
- 「交流と対話の場等」としてはどうか。

現行のとおりで良い

- 「情報交換や地域課題について調整を行う」と追記することで「交流の場」が限定的に解釈される可能性があり、また逐条解説で示す「交流の場」は「対話できる機会」を含む前提であると考えられるため、現行のとおりで良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

逐条解説で示す「交流の場」は「対話できる機会」を含む前提があり、また「情報交換や地域課題について調整を行う」と追記することで「交流の場」が限定的に解釈される可能性があるため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第1項：「相互に尊重し合いながら」について

見直した方が良い

- 第2条で「協働」について「市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い」と定義されており、第4条第1項の「相互に尊重し合いながら」は第2条と重複するため削除してはどうか。
- 「相互に尊重し合いながら」について「相互」は本条前段にも「市民相互の協働」とあり、重複するため不要であると考えてるが「尊重し合いながら」は残しても良いのではないか。

現行のとおりで良い

- 市民検討委員会においても、市民相互の関係性の重要性について言及されており、「相互」という文言は特に重要なのではないか。
- 「相互」について、法改正など明確な理由をもってこの文言を削除することを説明できるか。

< 検証委員会としての意見 >

市民検討委員会での意見を踏まえ、市民同士が互いに影響し合うことを表す「相互」は、特に重要な文言であると考えられるため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第2項：「市民相互の協働」の記載について

見直した方が良い

- 「市民相互の協働により」を「地域協働により」又は「地域の協働により」に変更してはどうか。

現行のとおりで良い

- 地域協働協議会は寝屋川市に存在する団体の一つであり、本条例において特定の団体を想起させる文言を用いることは適当ではないのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

特定の団体を想起させる文言を用いることは適当ではないため、現行のとおりで良いと考える。

(6) 第5条（市民と行政の協働）

現行条文

（市民と行政の協働）

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

◆ 第2項：「交流の場」について

見直した方が良い

- 第4条と同様に「交流の場」が逐条解説を読まないとなんを指しているのか分からないため、表現を変えた方が良いのではないか。
- 公的に設定した場でなく、インフォーマルな場として市職員が出席して対話することもあると思うので「交流の場」の後に「等」がある方が良いのではないか。

現行のとおりで良い

- 第4条第1項における「交流の場等」は、市民同士のコミュニティによる交流であるが、条文に規定する市民との交流の場として、例えば井戸端会議に行政が入り込んだと仮定して、それを井戸端会議と呼べるかは難しいところであり、第4条と同じ文脈でとらえるのは違うのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第5条で用いられている「交流の場」は行政が設定する「場」を想定しており、市民相互の関係に見られるような自然発生的な場を想定しているものではないため、現行のとおりで良いと考える。

(7) 第6条（安全・安心の向上）

現行条文

（安全・安心の向上）

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

◆ 逐条解説：行政の取組について

その他

○ 逐条解説は条例（条文）の解説を行うものであり、第6条第2項の逐条解説には条文の解説に加えて、行政の取組であるハザードマップの作成や防犯カメラの設置などが記載されており、条文の解説に特化した記載とするべきである。

○ 本市での取組等は「参考」として記載する方法も考えられる。

＜検証委員会としての意見＞

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(8) 第7条（透明性の確保等）

現行条文

（透明性の確保等）

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

◆ 第3項：「わかりやすく説明しなければならない」の相手方について

見直した方が良い

- 「わかりやすく説明しなければならない」について、逐条解説にもあるとおり、説明を行う相手方は市民であることから「市民にわかりやすく説明しなければならない」としてはどうか。

現行のとおりで良い

- 現実的に、個別具体的に市民（市内の学校に通っている人、市内の事業所に勤務している人等）に対して政策等を説明することは実現困難であり、実現できないことを条例に規定することはできないのではないかな。

その他

- 条文に「市民に」を追記しないのであれば、逐条解説に記載のある「市民に」も削除してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

現実的に、市民に対して政策等を説明することは実現困難であり、実現できないことを条文に規定することはできないことから、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(9) 第8条（情報公開）

現行条文

（情報公開）

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

◆ 「情報の公開を推進しなければならない」について

見直した方が良い

- 「情報を公開しなければならない」ではなく、「情報の公開を推進しなければならない」としている理由はあるのか。
- 情報は「公開」よりも日々の「提供」が大切ではないかな。

現行のとおりで良い

- 「推進」は制定当時の社会情勢のなかでこの文言が用いられてきており、これを改正するとなった場合の説明ができるかという懸念がある。
- 条文の中で「提供」という言葉を用いると、提供する情報としない情報の違いは何かという議論が生まれ、また「公開」の概念には「提供」も含まれるという認識のもと、現状で問題ないのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

「情報の公開」には「情報の提供」も含まれるという認識であることや、制定当時の検討の経緯等を考慮し、現行のとおりで良いと考える。

(10) 第9条（個人情報の保護）

現行条文

（個人情報の保護）

第9条 行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

(11) 第10条（市民活動の尊重等）

現行条文

（市民活動の尊重等）

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

＜検証委員会としての意見＞

現行のとおりで良いと考える。

(12) 第11条（市民参画の推進）

現行条文

（市民参画の推進）

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

＜検証委員会としての意見＞

現行のとおりで良いと考える。

第3章 市 民

(13) 第12条（市民の役割及び責務）

現行条文

（市民の役割及び責務）

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

<検証委員会としての意見>

現行のとおりで良いと考える。

第 4 章 議 会

(14) 第13条（議会の役割）

現行条文

（議会の役割）

第 13 条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

◆ 第 2 項：「議事機関として、」の追記について

見直した方がよい

- 令和 5 年の地方自治法の一部改正により、第 89 条第 1 項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、「議事機関として、」を追記するのが良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

令和5年の地方自治法の一部改正により、第89条第1項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、以下のとおり条文を見直すことが望ましいと考える。

【変更案】（第13条第2項）

< 変更前 >

（議会の役割）

第13条 （略）

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。



< 変更後 >

（議会の役割）

第13条 （略）

2 議会は、議事機関として、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(15) 第14条（議会の責務）

現行条文

（議会の責務）

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

(16) 第15条（市議会議員の役割及び責務）

現行条文

（市議会議員の役割及び責務）

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

◆ 「市民の負託に応えるため、」の追記について

見直した方が良い

- 令和5年の地方自治法の一部改正により、第89条第3項において、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが明確化されたことから、「市民の負託に応えるため、」を追記するのが良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

令和5年の地方自治法の一部改正により、第89条第3項において、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが明確化されたことから、以下のとおり条文を見直すことが望ましいと考える。

【変更案】（第15条）

< 変更前 >

（市議会議員の役割及び責務）

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。



< 変更後 >

（市議会議員の役割及び責務）

第15条 市議会議員は、市民の代表として、市民の負託に応えるため、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

第5章 行 政

(17) 第16条（市長の役割及び責務）

現行条文

（市長の役割及び責務）

第 16 条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

◆ 第 1 項：「市の代表として」の追記について

見直した方がよい

- 第 15 条において、「市議会議員は、市民の代表として（略）」とされており、同じく選挙で選ばれている市長について、第 16 条第 1 項において、市の代表であることを追記してはどうか。

現行のとおりでよい

- 第 16 条第 1 項において「市の代表として」と追記した場合、第 2 項との関係で、市の代表として他の執行機関を指揮命令するものと受け取られる可能性があり、その結果、独立性を有する他の執行機関との関係性が問題となるおそれがあるのではないか。
- 当該箇所に関する地方自治法の改正がないにも関わらず、「市の代表として」を追記する根拠が難しいのではないか。
- 市長が市の代表であることは一般的にも認識されており、あらためて追記する必要はないのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

地方公共団体の長の位置付けについて、当該箇所に関する法改正等の状況に変化はなく、改めて追記する必要性は認められず、現行のとおりでよいと考える。

(18) 第17条（行政の役割及び責務）

現行条文

（行政の役割及び責務）

第 17 条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

◆ 第 1 項：「適材適所の配置等」及び第 3 項：「組織的な」の追記について

見直した方が良い

- 第 1 項に「適材適所の配置等」を追記して「（略）適材適所の配置等効果的に施策を遂行するものとする。」にしてはどうか。また第 3 項に「組織的な」を追記し、「（略）組織的な人材の育成に取り組むものとする。」にしてはどうか。

現行のとおりで良い

- 行政の役割及び責務については、職員配置等を包含しているため職員配置について追記する必要はないのではないか。
- 本条例は理念条例であり簡潔に表現するという観点から、現行のとおりで良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

行政の役割及び責務については、職員配置等も包含しており、本条例が理念条例として簡潔性を重んじるという観点からも、現行のとおりで良いと考える。

◆ 第 1 項、第 2 項「条項の順序」について

見直した方が良い

- 行政の役割を最初に持ってくるという観点から、現条文の第 2 項と第 1 項を入れ替えたほうが良いのではないか。
- 第 2 項が「前例」であり、それがあった後に行政は前例にとられない、とすべきではないか。

現行のとおりで良い

- 市民検討委員会でも議論されたとおり、行政の縦割りを廃し、創造的な仕事を進めてほしいという市民の思いがあり、より市民の思いが強い内容を第1項としているため、現在の順序を変更する必要はないのではないか。
- 公務員の仕事は前例にとられるものであると認識されることも多い中、第1項で「前例にとられることなく」としていることは市民検討委員会の強い思いが反映されているものと考えられるのではないか。
- なぜ今、第1項と第2項を入れ替えるのかとなった場合「前例にとられることなく」という思いが後退するものと受け止められる危惧があり、前例にとられてほしくないという願いを込めて現行のとおりで良いと考える。
- 第21条の逐条解説において、PDCIサイクルとなっておりイノベーションについて改善・改革に向けた仕事に地方分権が始まった当初から取り組んでおり、その点では本条項は本市の姿勢を踏まえた条文となっている。
- 第1項と第2項を入れ替えるほうがスムーズに読めるかもしれないが、ある意味では寝屋川市らしさを出すという点では現行のとおりで良いのではないか。

<検証委員会としての意見>

本市の姿勢や条例制定以来の強い思いを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

(19) 第18条（職員の役割及び責務）

現行条文

（職員の役割及び責務）

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

◆ 第3項：「自己研鑽」について

見直した方が良い

- AI技術の進展速度が早いことを踏まえ、自己研鑽の前に「社会情勢の変化に応じた」を追加してはどうか。

現行のとおりで良い

- 本条は職員の知識の習得等について規定しているが、AI技術の進展に伴う自己研鑽は職員だけが責務を負うものではないのではないか。
- 本条文にのみ「社会情勢の変化に応じた」を追加することは他の条文と比較して整合性が取れないのではないか。
- 「社会情勢の変化に応じた」を追加することで、憲法や法令など既存のものに対する研鑽は不要であるとの誤解が生じ、新しい物事だけを研鑽の対象と誤認識される可能性があるのではないか。

◆ 逐条解説：AI技術の進展について

その他

- 行政がAI技術を使っていくのは当然の段階にきており、それを逐条解説に加えていくことに問題はないのではないか。
- 数年前と比較しても現在はAIがAIを進化させるなどAI技術の進展速度は早く、その点について逐条解説に一例として加えてはどうか。

<検証委員会としての意見>

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(20) 第19条（市政運営）

現行条文

（市政運営）

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

- 2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

◆ 逐条解説：個別計画について

その他

- 逐条解説の第2項について、個別計画の「策定」の文言が重複しており文脈がおかしいので、「なお、個別計画については、総合計画の分野別の実施計画として予算審議等が行われたうえで、策定しています。」としてはどうか。

<検証委員会としての意見>

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(21) 第20条（財政運営）

現行条文

（財政運営）

- 第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。
- 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

◆ 逐条解説：財政運営の基本原則について

その他

- 逐条解説の第1項について、「（略）貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。」とあるが、これは基本原則ではなく基本理念と考えるので、「財政運営の基本原則は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、何に優先的に配分していくべきかを検討し、計画的に財源運営に取り組むことです。」とし、「なお、行政は市の予算について貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。」は理念として本文の最後に示してはどうか。

<検証委員会としての意見>

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(22) 第21条（行政評価）

現行条文

（行政評価）

第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

◆ 逐条解説：PDCI サイクルについて

その他

- 逐条解説に掲載されているイメージ図に PDCI サイクルによるマネジメントとあるが INNOVATION（改善・改革）は本条文の解説としてどこを読み取るべきか分かりづらいのではないか。
- INNOVATION（改善・改革）については、第 21 条に「行政は、市民サービスの向上を図るため（略）」とあり、この部分で読み取れるのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

(23) 第22条（行政手続）

現行条文

（行政手続）

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

< 検証委員会としての意見 >

現行のとおりで良いと考える。

(24) 第23条（法令遵守）

現行条文

（法令遵守）

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

<検証委員会としての意見>

現行のとおりで良いと考える。

(25) 第24条（国、他の自治体等との連携）

現行条文

（国、他の自治体等との連携）

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

◆ 「国・他の自治体等における共通する課題」について

見直した方がよい

○ 条文中「共通する課題」は「広域にまたがる課題」とすることもできるのではないか。

現行のとおりでよい

○ 課題には面的に広域にまたがる課題もあれば、制度的な課題もあり、それらを踏まえると現状のままで良いのではないか。

○ 広域行政という表現は分かりやすいかもしれないが、その言葉にとどまらない制度的な課題もあるのではないか。

<検証委員会としての意見>

共通する課題には広域にまたがる課題だけでなく、制度的な課題もあることを考慮し、現行のとおりで良いと考える。

第 6 章 条例の実効性の確保等

(26) 第25条（この条例の位置付け）

現行条文

（この条例の位置付け）

第 25 条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

◆ 第 1 項：規範について

見直した方が良い

○ 規範の前に「最高」を入れても良いのではないか。

現行のとおりで良い

○ 市民検討委員会においても「最高規範」を入れることができれば、という議論はあった。しかしながら本市の条例体系においては、条例同士の優劣はなくその点を考慮すると「最高」を挿入するのは難しいのではないか。

○ 仮に、「最高規範」とした場合、条例体系にないもので本市の市民憲章との関係がどうなるかという課題がある。

その他

○ 国であれば憲法があり、憲法に基づいて法律が制定されている。市ではみんなのまち基本条例があり、他の条例はみんなのまち基本条例と整合を図り制定されているという考えではないか。

◆ 逐条解説：各種制度や体制・仕組みについて

その他

- 逐条解説における「各種制度や体制・仕組みにおいて共通して遵守しなければならない（略）」は、主語が行政・議会であれば問題ないと思うが、本解説では主語に市民が含まれており、理念の遵守にとどまらず、市民に各種制度や体制・仕組みにおいて共通して遵守することを求めることは、馴染まないのではないか。

例えば「市民・議会・行政は、それを認識し、まちづくりや市民活動の全般において遵守しなければならないことを定めています。」としてはどうか。

<検証委員会としての意見>

本条例は他の条例との関係において、憲法と法律のような関係にはないことを踏まえ、条文は現行のとおりとした上で、より分かりやすい記述となるよう逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

(27) 第26条（住民投票制度）

現行条文

（住民投票制度）

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

◆ 住民投票制度について

見直した方がよい

- 「重要事項」は「重要課題」としても良いのではないか。
- 「住民投票制度を設けることができる」の前に「議会の議決を経て」を入れても良いのではないか。

現行のとおりで良い

- 「重要事項」については、他市の事例でもそのようになっており現行のとおりで良いのではないか。
- 非常設型においては住民投票の実施に条例の制定が必要であり、条例の制定は地方自治法における議決事項であることから「議会の議決を経て」を追記する必要性はないのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

住民投票の実施（非常設型）に当たっては、条例の制定が必要であり、条例の制定は地方自治法における議決事項であることを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。

(28) 第27条（条例の検証）

現行条文

（条例の検証）

第 27 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

◆ 検証期間について

現行のとおりで良い

- 市の理念である協働・協創をどのように実現していくかについて、時代の変化を踏まえて、定期的に期限を区切って検証を行うことは大切ではないか。

◆ 逐条解説：検証について

その他

- 条例の検証について、行政による検証なのか、市民も入った検証なのかを明確にするためにも、逐条解説において検証の体制に触れてはどうか。
- みんなのまち基本条例の検証については、現状では、「執行機関の附属機関に関する条例」で検証委員会について規定し、また「みんなのまち基本条例検証委員会規則」で運営方法などについて規定していることから、そのことを逐条解説で触れることは問題ないのではないか。

<検証委員会としての意見>

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載内容を整理することが望ましいと考える。

4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 8 年 7 月 17 日（金） 市役所議会棟 5 階第二委員会室	○委員長及び副委員長の選出 ○会議公開の可否 ○寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法 ○条文の検証（前文から）
第 2 回	令和 8 年 7 月 29 日（水） 市役所議会棟 4 階第Ⅰ・Ⅱ会議室	○今後の検証スケジュール ○条文の検証（第 1 条から）
第 3 回	令和 8 年 8 月 20 日（木） 市役所本庁舎 2 階特別会議室Ⅰ	○第 1 回、第 2 回委員会における検証内容 ○条文の検証（第 16 条から）
第 4 回	令和 8 年 10 月 2 日（金） 市役所議会棟 5 階第二委員会室	○第 3 回委員会における検証内容 ○条文の検証（第 25 条から） ○寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）の確認
第 5 回	令和 8 年 10 月 19 日（月） サービスゲート 4 階ゲートルーム 2	○第 4 回委員会における検証内容 ○寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果報告書（案）の確認

5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所 属 等	区 分	備 考
1	新川 達郎	同志社大学 名誉教授	第1号委員 学識経験者	委 員 長
2	鶴坂 貴恵	摂南大学 経営学部 教授	第1号委員 学識経験者	副委員長
3	川口 肇人	大阪維新の会議員団	第2号委員 寝屋川市議会議員	
4	村上 順一	公明党市会議員団	第2号委員 寝屋川市議会議員	
5	新井 美賀	公募	第3号委員 公募による市民	
6	北野 義正	公募	第3号委員 公募による市民	
7	吉田 紀章	経営企画部長兼市長室長	第4号委員 寝屋川市職員	
8	三宅 章介	理事（市民活動部・健康部担当） 兼市民活動部長兼文化スポーツ 室長	第4号委員 寝屋川市職員	

計 8 人

6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則

平成 29 年 4 月 1 日規則第 22 号

改正 令和元年 9 月 17 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 寝屋川市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) 寝屋川市職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委員となった日の属する年度の末日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画部企画一課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月17日から施行する。